

答 申

諮問第93号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年12月26日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月10日付け海建総第356号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月16日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、当該非開示決定を取り消し、全ての開示を求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
 - (1) 平成22年4月5日付「21監察第71号『請願書に対する回答について』1、和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正に

の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、平成13年和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正前もこの二線引きはもともと里道であり、公図訂正により変更したのではなく、水路から里道への変更という事実もないため、「根拠を示す」文書も作成していない旨説明する。

実施機関は、本件里道はもともと里道であり、平成13年和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正により水路から里道に変更したのではないと認識しているというのであり、これを前提とすれば、実施機関が水路から里道となった根拠を示す公文書を「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|-------------|--------------------|
| 平成24年4月23日 | ○諮問（実施機関） |
| 平成24年6月8日 | ○実施機関からの理由説明書を受理 |
| 平成27年11月26日 | ○審議 |
| 平成27年12月24日 | ○実施機関からの説明及び意見の聴取 |
| 平成28年1月12日 | ○審議 |
| 平成28年5月24日 | ○異議申立人からの説明及び意見の聴取 |
| 平成28年6月7日 | ○審議 |
| 平成28年6月27日 | ○審議 |

【別紙】

本件開示請求の内容

| 請求日 | 請求内容 |
|-------------|--|
| 平成23年12月26日 | 平成22年4月5日付「21監察第71号「請願書に対する回答について」1. 和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正については、適正に行われています」としているが、訂正後の土地所在図には二線引きが南北に引かれていた水路が全て里道となっている。この里道となった根拠を示す偽造判決書以外に里道とする根拠を示す公文書の開示。 |